

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険と一般地域住民を対象とする国民年金を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険及び5つの共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制が作られている。各制度の適用者数及び受給者数については、第3-1-1表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

第 3 - 1 - 1 表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数						
(56年3月末現在)(単位：人)						
	適用人員	受給権者 総 数	老齢(退 職)年金	障害(廃 疾)年金	遺族(母子、準 母子、遺児、 寡婦)年金	
総 数	58,990,517	16,639,343	13,970,694	1,073,139	1,595,510	
国民年金	27,596,171	6,255,693	5,839,052	236,568	180,073	遺出年金 福祉年金
厚生年金保険	25,239,339	4,617,932	3,360,314	182,444	1,075,174	
船 員 保 険	205,430	86,451	49,104	5,348	31,999	
国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,175,084	347,387	272,437	4,523	70,427	
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	3,192,067	678,905	550,285	9,838	118,782	
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	798,068	366,018	263,484	6,226	96,308	
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	473,638	86,853	70,069	2,014	14,770	
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	310,720	37,404	30,572	466	6,366	

資料：総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。
2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。
3. 各共済組合は55年3月末現在である。

我が国の年金制度は、36年の国民皆年金の実現以降、厚生年金保険国民年金ともに5回の大きな制度改善が行われてきた。55年度においては、51年度の制度改正以降の社会経済情勢の推移に対応するため、財政再計算を1年繰り上げて実施するとともに、年金額の引上げ、遺族年金の給付改善を主な内容とする改正が行われた。また、56年度には物価スライド(7.8%)による給付改善等が行われた。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 55年度の年金制度の大改正

(1) 厚生年金及び国民年金の改正の経緯

我が国は、諸外国に例を見ない速度で高齢化社会へ移行しつつあり、老後の生活の支えとしての年金制度に対する国民の期待と関心は、かつてない高まりを示している。一方、人口構成の高齢化が進み、年金制度が本格的に成熟する結果、年金給付費は大幅に増大し、その費用を支える後世代の負担は、急激に増加することが予想されている。

こうした点に鑑み、51年5月厚生大臣の私的諮問機関として「年金制度基本構想懇談会」が設けられ、同懇談会において、今後の高齢化社会における年金制度のあり方を探るとともに、現在の公的年金制度の抱えている問題点の横断的な検討が行われ、54年4月に報告がとりまとめられた。

厚生年金及び国民年金については、51年に財政再計算を実施し、併せて年金水準の引上げ、障害年金、遺族年金等の通算制度の創設等を主な内容とする改正が行われたところであるが、年金制度基本構想懇談会の報告書において示された年金制度改革の指針を踏まえて、両年金制度の財政再計算を1年繰り上げて55年度に実施する方針を固め、社会保険審議会及び国民年金審議会において精力的に審議が行われ、54年9月にはそれぞれの制度改正に関する意見がとりまとめられた。

これらの意見を受けて、具体的法案づくりが進められ、55年1月には社会保険審議会、国民年金審議会及び社会保障制度審議会に成案を諮問し、同年2月の答申を経て、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

この法案は、1980年代最初の改正であり、今後の制度のあり方に大きな影響を与えるものであるため、その検討過程から多くの議論が交わされたが、とりわけ論議を呼んだのは、厚生年金の老齢年金の支給開始年齢の問題であった。

寿命は伸び、ますます長くなる老後の生活を支えるためには、年金水準の維持を欠かすことはできない。しかも、これに伴う年金給付費は、着実に増大し、他方、その費用を支える後世代にとってその負担はますます重くならざるを得ないが、それにもおのずと限度があることから、支給開始年齢の問題は、年金制度の将来にとって避けて通れないものと考えられる。このため、当初各審議会への諮問案においては、支給開始年齢の引上げに若手し、20年かけて段階的に5歳引き上げることとし、これにより今後における保険料率の段階的な引上げ幅を抑制することが適当であるとの判断に立った。

しかし、各審議会の答申においては、反対意見もあり、また、雇用への配慮を欠くとの指摘もあり、これらの答申を踏まえ、政府部内で協議を重ねた結果、最終的には、今回改正では、支給開始年齢の引上げに着手するこ

とは見送り、次回の財政再計算期の課題とする旨の規定を設けることとした。

この法案は、第91回国会に提出されたが、審議中に衆議院が解散されたため不成立に終わり、廃案となった。その後、同内容の「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が第93回国会に提出され、衆議院社会労働委員会において、支給開始年齢の問題を次回の財政再計算期の課題とする旨の訓示規定及び40歳未満の子を有しない妻に遺族年金を支給しないこととする改正規定の削除、保険料率を政府原案より1,000分の3引き下げる、福祉年金等の額を引き上げることを内容とする修正が行われたうえ、同法案は10月29日に成立、10月31日に法律第82号として公布された。この改正の主な内容は次のとおりであるが、年金保障の必要性の高い者に重点的な給付を行うという観点から、遺族年金等の大幅な改善を行うとともに、給付の重複については所要の調整を行うなどの改正を盛り込んでいるのが特色である。

(2) 厚生年金の改正内容

ア 年金額の引上げ

(ア) 年金額水準

前回の財政再計算期(昭和51年度)以降の賃金の動向等を勘案して年金額の引上げを行った。

標準的な年金額の水準

(月額)107,858円→136,050円

(28年加入夫婦)(30年加入夫婦)

(定額部分)(報酬比例部分)(妻の加給)(年金額)

$2,050円 \times 30年 + 198,500円 \times 10 / 1,000 \times 30年 + 15,000円 = 136,050円$

(イ) 加給年金額

配偶者(月額)6,000円→15,000円

第1子、第2子(月額)2,000円→5,000円

第3子以降(月額)400円→2,000円

配偶者が各種の公的年金の老齢年金又は障害年金(国民年金の10年年金等のいわゆる経過的老齢年金や福祉年金等を除く。)を受給している場合には、配偶者についての加給年金額の支給を停止することとした。

(ウ) 最低保障額の引上げ

障害年金及び遺族年金の最低保障額(月額)39,833円→41,800円

イ 在職老齢年金の改善

65歳以上の在職者に対して全額支給する条件

標準報酬月額14万2,000円以下→15万円以下

60～64歳の在職者に対して一部支給する条件

標準報酬月額14万2,000円以下→15万円以下

ウ 遺族年金の改正

寡婦加算額の引上げ

子2人以上を有する寡婦(月額)7,000円→17,500円

子1人を有する寡婦(月額)5,000円→10,000円

60歳以上寡婦(月額)4,000円→10,000円

他の制度から老齢年金や障害年金(国民年金の10年年金等のいわゆる経過的老齢年金や福祉年金等を除く。)が支給されている者については,寡婦加算額の支給を停止することとした。

エ 標準報酬の改定

上限32万円→41万円

下限3万円→4.5万円

オ 保険料率の改定

第1種被保険者(一般男子)9.1%→10.6%

第2種被保険者(女子)7.3%→8.9%

第3種被保険者(抗内夫)10.3%→11.8%

第4種被保険者(任意継続被保険者)9.1%→10.6%

女子の保険料率は,昭和56年以後毎年6月から0.1%の引上げを行い,長期的段階的に保険料率の男女差の解消を図ることとした。

カ 実施時期

給付の改善については,当初予定されていた55年6月1日(寡婦加算に関する改正は8月1日)にさかのぼって実施された。また,保険料の改正については,55年10月(第4種被保険者については11月)から実施された。

(3) 船員保険の改正内容

船員保険についても,厚生年金の改正に準じて,年金額の引上げ等の改正を行った。

(4) 国民年金の改正内容

ア 年金額の引上げ

(ア) 老齢年金

25年加入(月額)39,225円→42,000円

10年年金(月額)24,742円→26,550円

5年年金(月額)20,108円→22,600円

(イ) 障害年金

障害年金の最低保障額

1 級障害(月額)49,792円→52,250円

2 級障害(月額)39,833円→41,800円

(ウ) 母子年金,準母子年金及び遺児年金

母子年金,準母子年金及び遺児年金の額

(月額)39,833円→41,800円

加算額

第2子(月額)2,000円→5,000円

第3子以降(月額)400円→2,000円

イ 母子加算及び準母子加算の創設等

(ア) 母子加算の創設(月額)15,000円

(イ) 遺族年金との調整

夫の死亡により遺族年金を受ける場合の母子年金の支給停止率を3分の1から5分の2に変更した。

ウ 保険料の改定

(54年4月)(55年4月)(56年4月)

(月額)3,300円→3,770円→4,500円

昭和57年度以後は,毎年4月から350円ずつ引き上げることとしている。ただし,物価スライドによる年金額の改定が行われた場合には,翌年度の保険料額は,予定の額にそのスライド率を乗じて得た額となる。

エ 福祉年金の額の引上げ

老齢福祉年金(月額)20,000円→22,500円

障害福祉年金(1級)(月額)30,000円→33,800円

障害福祉年金(2級)(月額)20,000円→22,500円

母子・準母子福祉年金(月額)26,000円→29,300円

オ 実施時期

年金額の引上げについては55年7月1日から,母子加算,準母子加算の創設については55年8月1日から,当初の予定どおりさかのぼって実施された。また,福祉年金の額の引上げについては,55年8月1日にさかのぼって実施され,母子年金及び準母子年金の支給停止率の変更については,法律の公布の日である55年10月31日から実施された。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

3 56年度の制度改正

第94回国会において、国民年金法等の一部を改正する法律が昭和56年5月15日に成立、5月25日に法律第50号として公布されたが、その主な改正内容は次のとおりである。

(1) 福祉年金の改善

福祉年金の年金額については、必要に応じて重点的な給付を行うという考え方の下に、引上げを行った。

老齢福祉年金については、56年8月から、年金額を月額2万2,500円から月額2万4,000円に引き上げるとともに、扶養義務者等の所得に比較的に余裕がある場合は、改善額の一部の支給を停止することとした。(注)

障害福祉年金の額は、1級障害について月額3万3,800円から月額3万6,000円に、2級障害について月額2万2,500円から月額2万4,000円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額は、月額2万9,300円から月額3万1,200円に、それぞれ56年8月分から引き上げられた。

(注)扶養義務者等の収入が600万円(6人世帯)以上876万円未満である場合は、月額1,000円を支給停止し、月額2万3,000円が支給される。

(2) 拠出制年金の物価スライド

現行の制度においては、消費者物価上昇率が5%を超えた場合には物価スライドを実施することになっているが、従来の実績にかんがみて、厚生年金保険・船員保険及び国民年金の物価スライドの実施時期を厚生年金保険及び船員保険については56年11月から同年6月に、国民年金については57年1月から56年7月に、それぞれ繰り上げ、前年度の消費者物価上昇率(7.8%)に応じた年金額の引上げが行われた。

(3) 改正後の年金額

このような改正の結果、厚生年金の標準年金額は月額13万6,050円から月額14万5,492円に引き上げられた。また、国民年金も10年年金は月額2万6,550円から2万8,625円に、5年年金も同じく月額2万2,600円から2万4,367円に引き上げられた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

4 難民条約等への加入に伴う国民年金法の改正

第94回国会において、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律が、6月5日成立、6月12日に法律第86号として公布された。

この法律は、難民条約等への加入に伴う国内法の整備を目的とするものであり、社会保障に関しては、同条約等に定める内国民待遇を実現するために、国民年金法等4法律における国籍要件を撤廃することを内容とするものである。

国民年金制度においては、この改正により、拠出制年金については、被保険者資格の国籍要件が撤廃され、改正後は外国人も日本人と同様に国民年金制度に加入することとなる。これにより、加入後所定の要件に該当した場合、老齢年金、障害年金、母子年金等が支給されることとなる。また、国民年金の加入期間は他の公的年金の加入期間と通算されるので、厚生年金等の加入期間が不足する者についても、国民年金の加入期間を合わせて所定の年数に達すれば、厚生年金等と国民年金からそれぞれ通算老齢年金が支給されることとなる。

福祉年金については、受給権の取得及び継続の要件とされている国籍要件が撤廃され、これにより、加入者に支給される福祉年金については、加入後の障害、夫等の死亡についてそれぞれ障害福祉年金、母子福祉年金等が支給されることとなり、また、20歳前に障害となった者に支給される障害福祉年金については、改正後に20歳となる者に支給されることとなる。

なお、この改正は、難民条約等が効力を生ずる日(昭和57年1月1日を予定)から実施されることとなっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

5 農業者年金基金法の改正

農業者年金制度については、少なくとも5年毎に、長期的な視点から年金財政を見直す財政再計算を行うこととされており、今回は、昭和57年1月基準で財政再計算を実施し、所要の改正を行うこととした。

ア 年金額の引上げ

農業所得の推移や国民年金等の給付改善の内容等を勘案し、経営移譲年金の額を保険料納付済期間1月につき、2,600円であるのを3,575円に、農業者老齢年金の額を保険料納付済期間1月につき、650円であるのを895円に引き上げることとした。

イ 保険料の改定

年金財政の健全性の確保の観点からは相当な引上げを必要とするが、農家負担の急激な増大を考慮し、昭和57年1月から12月までの保険料の額は5,100円(現行4,160円)とし、以後毎年400円ずつ段階的に引き上げることとした。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

6 年金制度基本構想懇談会の報告について

今後の高齢化社会における年金制度のあり方を検討するため、51年5月に厚生大臣の私的諮問機関として学識経験者による「年金制度基本構想懇談会」が発足し、52年12月にはそれまでの審議についての中間的な意見のとりまとめが行われた。

その後、同懇談会は更に検討を進め、54年4月に「わが国年金制度の改革の方向-長期的な均衡と安定を求めて-」と題する報告書を厚生大臣に提出した。

同懇談会はこの報告書の中で、現行年金制度は各制度間に必ずしも合理的でない格差や不均衡があること、年金制度を取り巻く社会的経済的条件等が大きく変化していること、また、今後は年金制度の成熟化に伴い費用負担の増大が避けられないことなどから、長期的な展望に立った計画的な年金制度の改革が必要であるとしている。

その改革に当たっては、あくまでも、現行年金制度とのつながりなどその実現可能性に留意する必要があるとし、次の三つの考え方を今後の我が国の年金制度のあり方の基本的な原則とすべきであるとしている。

第一に、社会保険方式の年金制度か税方式の年金制度かについては、社会保険方式を原則としながら公正でかつ効率的な保障を果たすべきである。

第二に、年金制度の分立か統合かについては、分立を前提としながら制度間の不均衡の是正と財政の安定を図るべきである。

第三に、今後は個人個人が年金権を取得するケースが増大することから、世帯類型と生活実態に見合った年金保障という観点に立って、給付水準及び給付体系等について見直しを行うべきである。

また、以上の三つの基本的原則に立って、今後の改革の方向として、1)給付水準、給付体系のあり方、2)平均余命の伸長や今後の年金制度の急速な成熟化等に対処するための老齢年金の支給開始年齢の長期的段階的な引上げ、3)遺族年金の支給要件等の見直し及び有子・高齢寡婦に重点を置いた給付水準の実質的な引上げ、4)財政面では、長期的な費用負担の増加と保険料の段階的引上げ、財政調整による費用負担の共通化、各制度の年金財政計画のチェックのための年金数理委員会の設置等、5)各制度を通じた一元的業務処理体制の整備、6)企業年金の普及と育成等について提言している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

7 日米年金通算交渉について

我が国は本格的な国際化時代を迎え、諸外国との人的交流が盛んになるにつれ、外国に滞在する日本人及び日本に滞在する外国人に対する年金の取扱いが年金政策上の課題となってきた。

このような背景を踏まえ、54年7月1日に日本と米国の両厚生大臣が会談し、今後日米両国間で年金の相互通算に関する措置についての技術的討議を開始することが確認され、第1回の技術的討議が54年10月にもたれた。

この年金通算の問題は、米国に居住する日本人及び日本に居住する米国人の年金保険の二重適用及び保険料の二重払いを解消するとともに、両国における保険料の拠出期間を通算した年金給付を行うことを目的としている。

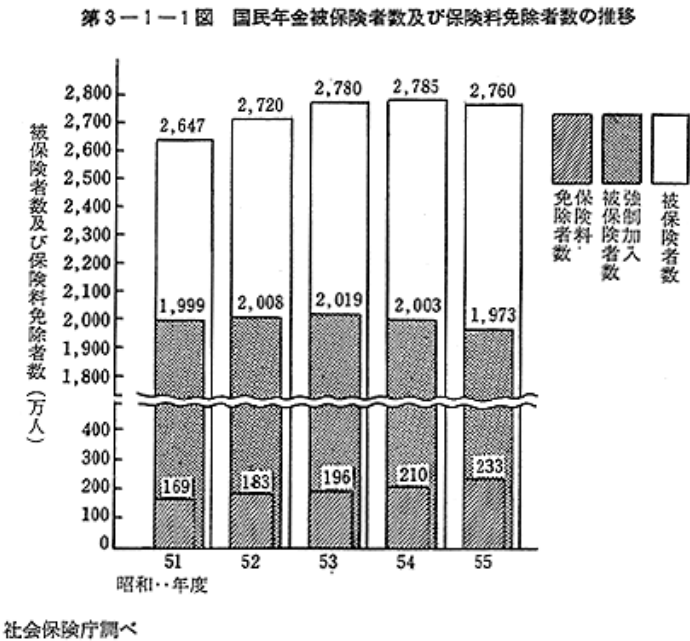
各論
第3編 所得保障の充実
第1章 年金制度
第2節 年金の各制度
1 拠出制国民年金

(1) 適用状況

国民年金は、厚生年金等の被用者年金制度が被保険者の適用を職場単位で行っているのに対し、被保険者を住所地において個々には握しなければならないため、制度の適用普及に当たっては他の被用者年金制度にみられない困難な問題があるが、近年における老齢年金を中心とした年金受給者数の大幅な増加や年金額水準の引上げ及び年金制度のPR活動、市町村の第一線職員による適用拡大努力等によって国民の年金制度に対する関心は近年急速に高まり、適用も促進されてきた。

その状況をみると、強制加入被保険者は、56年3月末において1,973万人であり、任意加入被保険者は786万人となっている。この結果、56年3月末における被保険者総数は、2,760万人となっている(第3-1-1図)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、55年度において1兆1,825億円で、55年4月から保険料が月額3,770円に引き上げられたこと等により、

厚生白書(昭和56年版)
対前年度17.2%の伸びとなっている(第3-1-2表)。

第3-1-2表 国民年金保険料収納状況

第 3 - 1 - 2 表 国民年金保険料収納状況				
(単位：100万円)				
51 年 度	52	53	54	55
404, 820	635, 361	839, 071	1, 008, 776	1, 182, 467
社会保険庁調べ				

国民年金は、保険料が給与から源泉徴収される被用者年金と異なり、被保険者が直接保険料を納付する仕組みとされているために保険料の徴収状況如何が制度の財政に大きな影響を及ぼす。このような保険料の徴収状況を示す指標として検認率が用いられる。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する実際に保険料を納付した月数の比率であって、その年度の保険料の徴収の状況をみるために使われるものである。この検認率は、55年度末において全国平均で96.1%に達している。このような高い検認率の維持は国民に対する年金制度のPRの徹底、保険料未納者に対する納付案内書や納付勧奨状の発行、戸別訪問による納入督促の実施など徴収体制の充実等の成果であるが、保険料の滞納により将来の年金権を損なうことのないように、今後とも国民年金制度の周知啓もう、徴収体制の整備を図っていく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除の二つがある。法定免除とは、法定の事由に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり、その該当事由は、障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事の承認により保険料が免除されるものである。

55年度において保険料を免除された被保険者数は、法定免除84万人、申請免除149万人、合計233万人であって、免除対象である強制加入被保険者に対する割合は11.8%である(第3-1-1図)。

免除について年度別にその状況を見ると、49年度までは逐次その数が減少してきたが、50年度より若干増加の傾向を示している。

(4) 付加年金

付加年金は、より高い老齢年金・通算老齢年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は付加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

55年度末における付加年金加入者数は、任意加入者が308万人、当然加入者が101万人、合計409万人である。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、考齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況を見ると第3-1-3表のとおりである。

第3-1-3表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-3表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

	年 度 末	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	母 子 年 金	準母子年金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金
受給権者数(人)	51	3,876,727	3,395,493	155,451	154,353	127,992	159	6,260	37,019
	52	4,505,187	3,919,716	233,415	176,231	127,888	167	6,102	41,668
	53	5,124,009	4,426,350	321,516	198,015	126,974	174	6,016	44,964
	54	5,691,475	4,911,733	382,242	217,944	125,959	163	5,993	47,441
	55	6,255,693	5,323,938	515,114	236,568	124,658	166	6,059	49,190
給(一〇〇万円)付額	51	811,087	669,172	13,529	70,836	52,321	64	1,829	3,336
	52	1,022,840	850,818	20,537	88,140	57,032	73	1,975	4,264
	53	1,232,912	1,031,476	28,518	105,362	60,293	81	2,070	5,111
	54	1,434,498	1,214,469	30,553	119,655	61,807	79	2,115	5,820
	55	1,702,326	1,430,985	45,435	135,935	80,811	109	2,284	6,766

社会保険庁調べ

(注) 受給権者，給付額には支給停止のものも含む。

46年度から支給が開始されている老齢年金はいわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金が中心であるが、更に50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金、また50年7月からはいわゆる再開5年年金と呼ばれる老齢年金の支給が開始され、受給権者は飛躍的に増加してきた。

51年4月からは制度開始時に50歳以下であった強制適用グループが65歳に達したことによって本来年金の支給が開始されたが、毎年1歳ずつ強制加入グループが老齢年金受給権者に組み込まれていくため、年金受給権者は増加しつつある。

なお、年金受給権者は55年度末で約626万人で、54年度末に比べ9.9%増加しているが、その主な原因は老齢年金受給権者数の増加である。年金給付費は、55年度末現在で1兆7,023億円で、対前年度比18.7%の伸びとなっている。

(6) 福祉施設

国民年金においては、本来の年金給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として、全国に30か所の国民年金保養センターを設置しているほか、国民年金中央会館を設置(東京都内)している。

(7) 財政

国民年金においては、被保険者の納付する保険料のほかに、国は、年金の本来部分の給付に要する費用の3分の1に相当する額、制度発足時に一定年齢以上であった者に対するかさ上げ部分の2分の1に相当する国庫負担を行うほか、保険料免除期間についてはその期間に係る給付費全額及び付加年金給付費の4分の1に相当する国庫負担を行うこととしている。

このように国民年金の国庫負担割合は、保険料の事業主負担に見合う部分がないこと等もあって被用者年金よりも高くなっている。

国民年金については、今後被保険者数の増加傾向はあまり見込まれないのに対し、老齢年金受給者数は今後の制度の成熟化に伴い、55年度の約521万人に対し、85年度には約1.7倍となることが予想されている。

国民年金は41年度以後、賃金や生活水準の上昇に合わせ、数次の改定が行われその給付水準は大幅に引き上げられてきた。

一方、40年代後半に入り老齢年金及び通算老齢年金の受給者が発生し、その後短期間に急激な増加を示してきたことの影響により特に老齢年金の受給者が急増した50年代に入ってから国民年金の財政ひっ迫が問題とされるに至った。このような状況の中で収支のバランスをとり、健全な財政運営を行うためには、長期的な拠出、給付の計画に立脚し、漸進的に拠出水準を高めていくことについて国民の合意を得る必要がある。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には,老齢福祉年金,障害福祉年金,母子福祉年金,準母子福祉年金がある。

これらの給付は,全額国庫負担で賄われているが,その年金額は,第3-1-4表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

第3-1-4表 福祉年金額(月額)の引上げ経過

第3-1-4表 福祉年金額(月額)の引上げ経過

(単位:円)

	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34. 11. 1	1,000	1,500		
36. 4. 1			1,000	(創設) 1,000
38. 9. 1	1,100	1,800	1,300	1,300
40. 9. 1	1,300	2,000	1,500	1,500
42. 1. 1	1,500	2,200	1,700	1,700
43. 1. 1	1,600	2,500	2,000	2,000
43. 10. 1	1,700	2,700	2,200	2,200
44. 10. 1	1,800	2,900	2,400	2,400
45. 10. 1	2,000	3,100	2,600	2,600
46. 11. 1	2,300	3,400	2,900	2,900
47. 10. 1	3,300	5,000	4,300	4,300
48. 10. 1	5,000	7,500	6,500	6,500
		(2級創設)		
49. 4. 1		5,000		
49. 9. 1	7,500	1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800
50. 10. 1	12,000	1級 18,000 2級 12,000	15,600	15,600
51. 10. 1	13,500	1級 20,000 2級 13,500	17,600	17,600
52. 8. 1	15,000	1級 22,500 2級 15,000	19,500	19,500
53. 8. 1	16,500	1級 24,800 2級 16,500	21,500	21,500
54. 8. 1	20,000	1級 30,000 2級 20,000	26,000	26,000
55. 8. 1	22,500	1級 33,800 2級 22,500	29,300	29,300
56. 8. 1	24,000 (注)	1級 36,000 2級 24,000	31,200	31,200

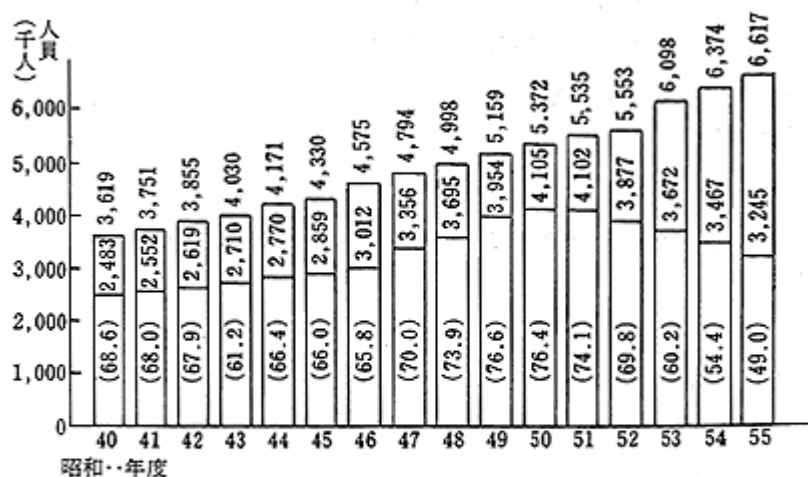
厚生省年金局調べ

(注) 扶養義務者等の収入が600万円(6人世帯)以上である場合は、(月額)1,000円を支給停止し、(月額)23,000円を支給する。

55年9月末における老齢福祉年金の受給者数は約324万5,000人であり、これは70歳以上人口約661万7,000人(総理府統計局国勢調査抽出速報結果)の約49.0%に相当している(第3-1-2図)。しかし、老齢福祉年金は、国民年金制度創設時(36年4月1日)50歳を超えていたため拠出制度に強制加入とならなかった人に支給されるものであるため、原則として56年4月以降は新規発生はなくなり、今後は受給権者の減少が続き、70歳以上人口についても拠出制年金受給者の割合が増加していくことが見込まれている。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

(注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。

2. ()内の数字は70歳以上人口のうち老齢福祉年金受給者の占める割合を示す(%表示)。

また、障害福祉年金の受給者数は毎年増加し、55年度末現在では約58万6,000人である。

母子福祉年金及び準母子福祉年金の受給者数は、年々減少してきており、55年度末現在では約1,000人となっている。

なお、55年度末における福祉年金の受給者の総数は約370万人である。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから、限られた財源で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、幾つかの支給制限の措置がとられている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと、2)他の公的年金を受けることによるものとに二分することができる。

55年度末現在の受給権者416万人中、支給停止要件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は46万人、11.1%である。

ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合、その年の8月から翌年の7月まで福祉年金の金額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、56年度は本人所得制限については老齢福祉年金に関しては夫婦で年収216万4,000円から226万6,000円に引き上げ、障害福祉年金に関しては、障害者がハンディキャップを克服して収入を得ている実態を考慮し、夫婦で年収216万4,000円から300万円に大幅に引き上げた。また、配偶者及び扶養義務者所得制限の限度額については、6人世帯で年収876万円に据え置きとした。

イ 公的年金受給による支給停止

厚生年金保険、恩給等の他の公的制度から年金による保障を受けている者に対しては福祉年金の支給を停止することとされている。

公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金保険や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と増加恩給や公務扶助料等のうち戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異なっている。すなわち、一般の公的年金を受給している場合には、その公的年金の額が48万円(56年7月分まで45万円)を下回るときには48万円と当該公的年金との差額が支給される。ただし、戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷し、又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給される。

(3) 給付費

福祉年金は、毎年4月、8月及び12月(12月については請求があった場合11月。)を支払期月として、その前月までの分を受給権者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払に要する財源は全額国庫負担で、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所は,毎年度増加しており,55年度末では約98万となっている。
また,被保険者数は,55年度末では約2,524万人となっている(第3-1-5表)。

第3-1-5表 厚生年金保険適用状況の推移

第 3 — 1 — 5 表 厚生年金保険適用状況の推移						
年度末	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第 1 種 (一般男子)	第 2 種 (女 子)	第 3 種 (坑内夫)	第 4 種 (任意継続 被保険者)
50	854,933	23,648,575人	16,157,754人	7,392,498人	40,271人	58,052人
51	876,009	23,846,918	16,292,288	7,451,719	38,808	64,103
52	891,792	23,902,678	16,353,038	7,434,154	38,279	77,207
53	913,505	24,175,195	16,528,091	7,519,729	35,254	92,121
54	942,199	24,714,400	16,869,393	7,714,835	33,282	96,890
55	967,626	25,239,339	17,181,451	7,922,041	32,614	103,233

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

標準報酬は,保険給付額及び保険料額の算定基礎となるものである。標準報酬月額は,被保険者の受ける報酬の月額をもとにして決められる。その平均額の年度別推移は第3-1-6表のとおりである。

第3-1-6表 厚生年金保険平均標準報酬月額推移

第3-1-6表 厚生年金保険平均標準報酬月額の推移

(単位:円)

年 度 末	第 4 種 以 外 の 被 保 険 者				第 4 種 被 保 険 者 (任意継続 被保険者)
	平 均	第 1 種 (一般男子)	第 2 種 (女 子)	第 3 種 (坑 内 夫)	
50	122,552	141,376	81,166	167,383	73,423
51	142,944	166,641	90,848	197,733	85,619
52	155,440	180,846	99,244	216,024	96,391
53	164,038	190,603	105,359	226,507	107,019
54	173,249	201,333	111,586	232,097	115,349
55	188,534	220,444	119,082	248,016	122,243

社会保険庁調べ

保険料は、標準報酬月額に所定の保険料率を乗じて得た額を月額とし、これを事業主と被保険者が折半して負担することになっているが、この保険料率に、保険給付の予想額、積立金の運用利子、国庫負担の予想額等に照らして少なくとも5年ごとに再計算されることになっている。55年に実施された再計算により、保険料率は男子については1.5%引き上げられて10.6%とされ、女子については1.6%引き上げられて8.9%(56年6月から9.0%)とされた。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金等がある。

年金の受給権者数は、毎年10%以上の増加を続けており、55年度末では約462万人となっている。55年度末の給付額は、前年度に比べ26%増加しており、約3兆6,557億円となっている(第3-1-7表)。

第3-1-7表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

第3-1-7表 厚生年金保険受給権者数及び給付額の推移

年 度 末	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
受給権者数(人)	50	2,368,263	1,031,019	474,629	126,396	735,930
	51	2,803,183	1,234,286	645,463	135,930	786,564
	52	3,286,619	1,436,307	834,567	151,797	852,600
	53	3,758,543	1,639,669	1,018,737	166,951	910,301
	54	4,195,461	1,833,266	1,179,819	177,526	969,172
	55	4,617,932	2,018,234	1,341,825	182,444	1,025,797
給付額(100万円)	50	1,112,478	688,571	103,763	62,270	257,800
	51	1,599,394	1,020,016	159,792	80,180	339,228
	52	2,037,179	1,312,421	221,056	99,304	402,668
	53	2,502,584	1,627,362	287,930	116,762	466,881
	54	2,900,914	1,901,717	340,133	128,964	524,269
	55	3,655,659	2,438,178	407,928	151,281	649,587

社会保険庁調べ

また、55年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は55年度の厚生年金保険法等の大改正等によって、前年度に比べて約14%と大幅に増加している(第3-1-8表)。

第3-1-8表 厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-8表 厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移
(単位:円)

年度末	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
50	667,855 (55,655)	218,618 (18,218)	492,661 (41,055)	350,304 (29,192)	—
51	826,402 (68,867)	247,562 (20,630)	589,864 (49,155)	431,278 (35,940)	138,379 (11,532)
52	913,747 (76,146)	264,875 (22,073)	654,187 (54,516)	472,283 (39,357)	147,487 (12,290)
53	992,494 (82,708)	282,634 (23,553)	699,379 (58,282)	512,886 (42,741)	156,655 (13,055)
54	1,037,339 (86,445)	288,293 (24,024)	726,449 (60,537)	540,945 (45,079)	161,600 (13,467)
55	1,208,075 (100,673)	304,010 (25,334)	829,191 (69,099)	633,251 (52,771)	173,550 (14,463)

社会保険庁調べ

ア 老齢年金

55年度末における受給権者は約202万人で,前年度に比べて10%増加している。平均年金額(月額)は10万673円で,前年度に比べて16%増加している。

イ 通算老齢年金

受給権者は,通算年金制度が創設された36年以来,毎年度著しい増加を続け,55年度末では約134万人となっている。55年度末における平均年金額(月額)は2万5,334円で前年度に比べ5%増加している。

ウ 障害年金

55年度末における受給権者は約18万人で,前年度に比べて3%増加している。平均年金額(月額)は6万9,099円で,前年度に比べて14%増加している。

エ 遺族年金

55年度末における受給権者は約103万人で,前年度に比べて6%増加している。55年度の大改正等の影響がとりわけ強く,平均年金額(月額)は5万2,771円で,前年度に比べて17%と大幅に増加している。

オ 通算遺族年金

通算遺族年金制度は,51年10月から設けられた新しい制度であり,通算老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに,その遺族に支給されるものである。受給権者は,55年度末で約5万人である。平均年金額(月額)は1万4,463円である。

(4) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給者の福祉の増進を図ることを目的として、次の福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院 10か所

イ 厚生年金会館 5か所

ウ 厚生年金健康文化センター 5か所

エ 厚生年金総合老人ホーム 7か所

オ 厚生年金老人ホーム 37か所

カ 厚生年金スポーツセンター 4か所

(56年6月現在)

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子庫負担により賄われている(第3-1-9表)。

第3-1-9表 厚生年金保険収支状況

第3-1-9表 厚生年金保険収支状況
(単位：100万円)

年 度	51	52	53	54	55
収 入 総 額	4,040,829	4,959,433	5,476,151	5,982,013	7,070,548
保 険 料	2,857,255	3,458,246	3,717,578	3,988,005	4,700,738
国 庫 負 担 金	251,156	356,858	419,561	464,445	572,658
事 務 費	18,124	18,597	20,838	21,789	26,056
給 付 費	233,032	338,261	398,723	442,656	546,602
利 子	923,535	1,131,503	1,321,542	1,511,268	1,784,624
そ の 他 の 収 入	8,884	12,825	17,470	18,295	12,528
支 出 総 額	1,408,340	1,895,084	2,338,739	2,735,206	3,436,631
保 険 給 付 費	1,365,141	1,844,897	2,270,519	2,655,665	3,251,460
事 務 費	19,353	21,213	23,977	25,413	28,335
福 祉 施 設 費	23,161	28,630	43,842	53,470	156,372
そ の 他 の 支 出	684	344	401	659	464
収 支 差 引 剰 余 金	2,632,490	3,064,349	3,137,413	3,246,807	3,633,917
翌 年 度 へ 繰 越 し	3,696	6,050	3,302	3,032	1,986
積 立 金 に 繰 入 れ	2,628,793	3,058,299	3,134,111	3,243,775	3,631,931

社会保険庁調べ

厚生年金保険の将来の姿を見通すと、85年度には、老齢年金の受給者は、55年度の約5.3倍、また、年金給付費は、今後の物価や賃金の変動を織り込まない現在価格でも約8.2倍になると見込まれる。したがって、厚生年金保険の財政問題を考えるに当たっては、現状ばかりでなく、将来の給付費の大きさを重視しなければならず、長期的な展望に立った適正な負担のあり方について国民の合意を得る必要がある。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に、従前の規定によって支給されるものとして、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金がある。

なお、保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算される。保険料率は、55年10月から1,000分の19引き上げられ、1,000分の125となっており、被保険者と船舶所有者が折半して負担する。

これらの年金部門のうち、その主なものの給付状況は、第3-1-10表、第3-1-11表のとおりである。

第3-1-10表 船員保険年金受給権者被及び給付額の推移

第 3 - 1 - 10表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移								
年 度 末	総 数	老齢年金 (通算老齢年 金を含む。)	障 害 年 金		遺 族 年 金		寡婦、かん 夫、遺児、通 算遺族年金	
			職務外	職務上	職務外	職務上		
受給権者数(人)	51	60,040	29,719	2,702	1,804	13,714	9,774	2,327
	52	66,191	34,155	2,861	1,878	14,990	9,921	2,386
	53	73,311	39,508	3,040	1,927	16,333	10,024	2,479
	54	79,666	44,083	3,116	2,003	17,637	10,212	2,615
	55	86,451	49,104	3,270	2,078	18,879	10,336	2,784
給付額 〇〇万円	51	48,652	29,452	1,791	1,619	6,836	7,993	961
	52	60,090	36,400	2,101	2,132	8,162	10,254	1,041
	53	70,886	44,914	2,430	2,236	9,636	10,541	1,129
	54	81,577	52,031	2,596	2,643	10,954	12,155	1,198
	55	103,175	67,970	3,215	3,023	13,824	13,756	1,387

社会保険庁調べ
(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-11表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-11表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移
(単位:円)

年 度 末	老齢年金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金		寡婦、かん 夫、遺児、通 算遺族年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
51	90,798	21,883	55,230	74,804	41,537	68,151	34,393
52	100,021	23,040	61,208	94,612	45,373	86,129	36,369
53	108,394	23,971	66,613	96,680	49,166	87,630	40,629
54	113,982	24,124	69,416	109,972	51,755	99,190	38,176
55	135,279	25,779	81,922	121,216	61,018	110,906	41,515

社会保険庁調べ

(1) 老齢年金(通算老齢年金を含む)

55年度末における老齢年金の受給権者数は,前年度末に比べると約11.4%の増加であり,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度に比べると約18.7%の増加となっている。

(2) 障害年金

55年度末における障害年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約4.9%,職務上の事由によるものは約3.7%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度に比べ,職務外の事由によるものは約18.0%,職務上の事由によるものは約10.2%の増加となっている。

(3) 遺族年金

55年度末における遺族年金の受給権者数は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約7.0%,職務上の事由によるものは約1.2%増加している。

また,受給権者1人当たりの平均年金額は,前年度末に比べ,職務外の事由によるものは約17.9%,職務上の事由によるものは約11.8%の増加となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。この制度は石炭鉱業の事業主が基金の会員(55年度末現在会員数18)となり、前年の出炭量に応じて掛金(53年度から1トン当たり70円)を全額負担することによって、抗内員、抗外員に対して厚生年金保険の老齢年金給付とは別に、上積み給付を行うものである。55年度末現在、抗内員数1万9,857人、抗外員数4,409人であり、受給権者数は抗内員老齢年金8,085人、抗外員老齢年金3,469人である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は,国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後の生活を保障するとともに,農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資するという農政上の要請にこたえるため,農業者年金基金法に基づき創設された制度で,その事業主体として45年10月1日,特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は農業者年金事業のほか,離農給付金支給事業,農地売買事業,農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者については,0.5ヘクタール(道南を除く北海道にあっては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入,0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道にあっては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主及び当然加入者が指定する後継者が任意加入とされている。給付の種類としては,経営移譲年金,農業者老齢年金,脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者は,55年度末で105万6,781人となっている。

55年度末における経営移譲年金の受給権者数は18万3,275人,55年度における一時金の支給件数は1万4,995件となっており,農業者老齢年金については56年4月に第1回目の裁定が行われた。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

7 企業年金の現状及び展望

(1) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、従業員1,000人以上の企業が単独に、又は合わせて従業員が1,000人以上となる幾つかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、56年7月1日現在では1,003基金、582万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、1,003基金のうち、単独企業による単独設立が392基金で39%を占め、親企業と子企業という二つ以上の関連企業による連合設立が364基金で36%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が247基金で25%となっている。

母体企業の業態別状況は第3-1-12表のとおり機械器具製造業、卸売・小売業等が多い。

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

(56年7月1日現在)

実 態	基 金 数	加 入 員 数 人	1 基 金 当 た り 加 入 員 数 人
水 産 業	3	5,520	1,840
建 設 業	46	179,199	3,896
食 料 品 製 造 業	44	186,265	4,233
織 維 製 品 製 造 業	63	274,057	4,350
木 製 品 製 造 業	9	18,265	2,029
化 学 工 業	64	244,168	3,815
金 属 工 業	36	200,935	5,581
機 械 器 具 製 造 業	204	1,389,177	6,810
そ の 他 の 製 造 業	61	310,320	5,087
卸 売 ・ 小 売 業	205	1,352,931	6,600
金 融 業	113	728,572	6,448
運 輸 通 信 業	80	472,944	5,912
電 気 ガ ス 水 道 熱 供 給 業	2	15,609	7,805
サ ー ビ ス 業	73	439,576	6,022
計	1,003	5,817,538	5,800

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が66%、5,000人以上の基金は34%となっている(第3-1-13表)。

第3-1-13表 加入員規模厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000人未満	2,000～5,000人	5,000～10,000人	10,000人以上
52 年	320(33.9)	323(34.2)	175(18.5)	126(13.4)
53	314(33.0)	326(34.2)	178(18.7)	134(14.1)
54	320(33.0)	331(34.2)	182(18.8)	136(14.0)
55	325(32.9)	336(34.0)	189(19.1)	138(14.0)
56	325(32.4)	341(34.0)	197(19.6)	140(14.0)

厚生省年金局調べ

(注) 1. () 内の数字は%を示す。

2. 各年7月現在である。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式を用いて手厚い給付を行うもの(代行型)、この方式によるものに企業の独自性に応じた特別の額の上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-14表にみられるとおり、最近加算型の基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代 行 型	加 算 型	共 済 型
52 年	521(55.2)	416(44.0)	7(0.8)
53	474(49.8)	469(49.3)	9(0.9)
54	466(48.1)	494(51.0)	9(0.9)
55	451(45.7)	528(53.4)	9(0.9)
56	424(42.3)	570(56.8)	9(0.9)

厚生省年金局調べ

(注) 1. ()内の数字は%を示す。

2. 各年7月現在である。

年金給付の受給権者は、基金制度の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、55年度末では、69万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建前として各基金ごとにそれぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う保険料率(男子1,000分の32、女子1,000分の29)相当分は、政府に納付することを免除される。掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、代行部分の給付について政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

オ 福祉施設

基金は、加入員及び加入員であった者に対して、本来の基金の給付を補完しこれらの者の福祉の増進を図るため、必要な福祉施設を行うことができることとされ、49年度から各基金で実施されている。

カ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について1か月でも加入期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金

基金連合会である。

56年3月末現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ824万人、3,458億円である。

(2) 企業年金の展望

公的年金は、被用者や国民一般を対象とするという社会保障の性格から、対象者に共通したニーズの充足を目的とするものであり、その給付水準及び給付体系は、画一的、平均的なものとなる。これに対し、企業年金は、各企業、各職域における賃金、雇用等の実態に即応し、勤労者の退職後の個別ニーズを充足しうるという機能を有しており、公的年金を補足する役割を担うものといえる。

現在、我が国においては、企業年金として前述した厚生年金基金のほか、税制上の措置から設けられた適格退職年金、また自社年金などの形で大企業で6割、中小企業でも既に3分の1が実施し、適用を受けている被用者の数は約1,000万人にのぼっている。

従来は企業年金といっても、老後保障としてよりも、退職金の原資を確保するための仕組みとして機能してきたという面が強かったが、公的年金の普及を通じての年金意識の定着、堅実な生涯の生活設計への関心の高まりなどにより、従来のような一時金選択から、次第に老後の定期的収入としての年金志向が強まりつつある。このような観点から、民間の創意と工夫を生かしつつ、企業年金の普及と育成を図っていく必要がある。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

1 年金事業の主体

厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施運営は,政府管掌健康保険事業,船員保険事業及び日雇労働者健康保険事業とともに,厚生省の外局である社会保険庁が担当している。

これらの年金事業を実施するための中央の現業機関としては,社会保険庁年金保険部業務第一課及び業務第二課がある。

業務第一課及び業務第二課においては,厚生年金保険,国民年金及び船員保険の被保険者に関する記録の作成,整理及び保管を行うほか,厚生年金保険の老齢年金,通算老齢年金,障害年金,遺族年金,通算遺族年金と国民年金の老齢年金,通算老齢年金及び船員保険の年金部門の裁定事務,支払事務を行っている。55年度末における被保険者記録の管理件数は1億4,221万件,55年度に行った各種年金の新規裁定件数は125万件,支払件数は3,691万件となっており,これらの新規裁定を含めた年金の支払金額は4兆7,107億円に達している。

これらの事務は,電子計算組織を利用し一元的に処理を行っている。

また,地方の行政機関としては,各都道府県の民生主管部に保険課(部)と国民年金課(部)が設置されているほか,社会保険に関する直接の窓口としての社会保険事務所が置かれている(社会保険事務所については,第1編第3章 第3節「医療保険事業の運営」参照)。

保険課(部)は,厚生年金保険,政府管掌健康保険,船員保険及び日雇労働者健康保険事業の管理事務と,厚生年金基金,健康保険組合及び保険医療機関の指導監督事務を担当している。

また,国民年金課(部)は,国民年金事業の管理事務,同事業に関する市町村,事務組合の指導監督事務及び福祉年金の現業事務を担当している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

2 年金事業の推移

年金事業の指標ともいうべき55年度末の厚生年金保険及び国民年金の被保険者数は,それぞれ2,524万人,2,760万人であり,51年度末と比較して,それぞれ5.8%,4.3%の伸び率で漸増している(第3-1-1図及び第3-1-5表)。

一方,55年度末の厚生年金保険及び国民年金の拠出年金の受給権者数は,それぞれ462万人,626万人であり,51年度末と比較して64.7%,61.4%の著しい伸び率を示している。特に,国民年金の拠出年金についてその傾向が顕著である。これに伴って年金に関する業務量は年々増大している(第3-1-3表及び第3-1-7表)。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

3 国民と年金相談

年金制度の充実とともに,国民の年金制度に対する関心と期待が高まり,年金に関する相談,照会等は年々増加の一途をたどっている(第3-1-15表)。

第3-1-15表 年金相談件数の推移

第3-1-15表 年金相談件数の推移

(単位:1,000件)

年 度	相 談 件 数	指 数
50	5,679	100.0
51	7,067	124.4
52	7,802	137.4
53	8,941	157.4
54	9,896	174.3
55	11,116	195.7

社会保険庁調べ

この年金相談は,国民の生涯設計の一助となるものであるので,第一線社会保険事務所における最も重要な業務の一つとなっている。

このため,各社会保険事務所に専任の年金専門官を配置するほか,非常勤の社会保険相談員を活用し,巡回相談に応じており,更に地方大都市の便利な場所に年金相談コーナーを設置するなど相談体制の整備に努めているが,社会保険庁においても,52年4月業務課に年金相談センター(54年4月から業務第一課中央年金相談室となっている。)を開設し,電話照会や来訪相談を集中的に処理している。

中央年金相談室及び各年金相談コーナーでは,年金に関する豊富な知識や経験を持っている相談専門の職員が受給者記録,高齢者被保険者記録などをディスプレイ装置(窓口装置)に即時に映し出すことによって,具体的な年金相談に応じている。

しかしながら,今後,年金受給者は飛躍的に増加することが見込まれており(第3-1-16表),年金に関する相談業務は更に増大することとなる。このため,54年度を初年度とする3か年計画で,身近な社会保険事務所の窓口で,社会保険庁の管理する受給者記録などを即時に引き出して,個別的,具体的な年金相談に迅速的確に応ずることができるようにするための年金相談体制の整備を進めている。

第3-1-16表 年金受給者の将来推移

第3—1—18表 年金受給者の将来推移(老齢年金)
(単位:1,000人)

年 度	厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金	
	受 給 者 数	指 数	受 給 者 数	指 数
56	2,256	100.0	5,615	100.0
60	3,267	144.8	6,799	121.1
65	4,614	204.5	7,818	139.2
70	6,137	272.0	8,269	147.3
75	7,672	340.1	8,433	150.2
80	9,131	404.7	8,635	153.8
85	10,462	463.7	8,961	159.6

厚生省年金局推計

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

1 年金積立金の概要

年金積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

厚生年金保険及び国民年金の積立金(以下「年金積立金」という。)は、55年度決算後においては、30兆6,225億円に達している。その累積状況は第3-1-17表のとおりである。

第3-1-17表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況

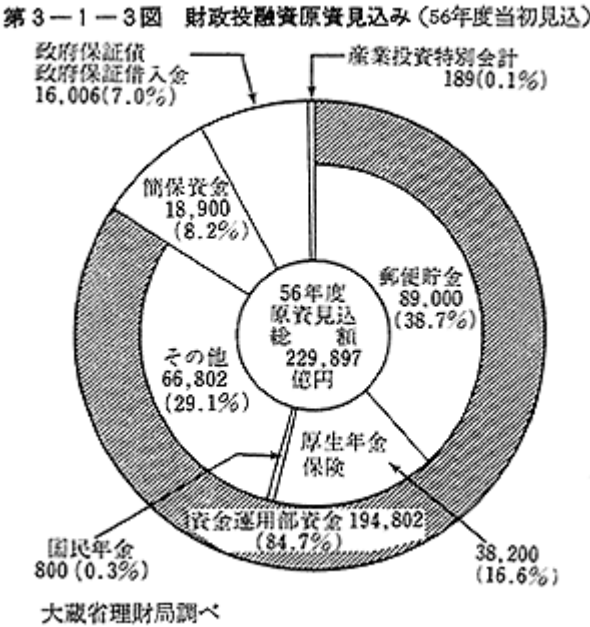
第 3 - 1 - 17 表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況						
(単位：億円)						
年 度	厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
51	26,288	149,157	△ 754	18,467	25,534	167,624
52	30,583	179,740	△ 1	18,466	30,582	198,206
53	31,341	211,081	2,060	20,526	33,401	231,607
54	32,438	243,519	3,070	23,596	35,508	267,115
55	36,319	279,838	2,791	26,387	39,110	306,225

厚生省年金局調べ

財政投融资は、年金積立金をはじめ国の管理するさまざまな資金を各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、住宅建設や生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する融資に重点が置かれている。56年度における財政投融资計画(当初計画)は、19兆4,897億円で、政府の一般会計歳出予算額46兆7,881億円に比べると41.7%に当たり、およそ歳出予算の半分に相当している。

財政投融资の原資見込(当初計画)は、第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の84.7%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険と国民年金の預託額は、3兆9,000億円であり、資金運用部資金の20.0%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込み



年金積立金は、財政投融资計画の上で特に「年金資金等」として郵便貯金等の政府資金と区別され、その使途が明らかにされている。

財政投融资計画における年金資金等の使途については、国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備(上下水道等)、(3)厚生福祉(病院、福祉施設等)、(4)文教、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)～(6)分類)にその85%程度が配分され、残る15%についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全、災害復旧、(8)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分されることになっており、(11)基幹産業、(12)貿易・経済協力の分野には当てられていない。

56年度の財政投融资使途別分類表は、第3-1-18表のとおりである。

第3-1-18表 財政投融资使途別分類表

第3-1-18表 財政投融资使途別分類表(56年度当初計画)

(単位:億円)

区 分	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債・政府 保証借入 金	合 計
		年金 資金等	郵貯 資金等	小 計			
(1)住 宅	—	15,121	32,814	47,935	1,999	1,180	51,114
(2)生活環境整備	7	5,619	12,550	18,169	1,385	7,602	27,163
(3)厚生福祉	—	5,900	607	6,507	77	—	6,584
(4)文 教	—	564	3,161	3,725	4,000	218	7,943
(5)中小企業	—	5,429	30,446	35,875	2,177	200	38,252
(6)農林漁業	—	1,333	7,478	8,811	355	—	9,166
(1)~(6)小 計	7	33,966	87,056	121,022	9,993	9,200	140,222
(7)国土保全・災害復旧	—	592	1,728	2,320	180	266	2,766
(8)道 路	—	1,423	4,159	5,582	5,406	838	11,826
(9)運輸通信	—	3,325	9,717	13,042	2,838	3,658	19,538
(10)地域開発	24	654	1,912	2,566	383	1,586	4,559
(7)~(10)小 計	24	5,994	17,516	23,510	8,807	6,348	38,689
(11)基幹産業	8	—	5,500	5,500	100	328	5,936
(12)貿易・経済協力	150	—	9,770	9,770	—	130	10,050
合 計	189	39,960	119,842	159,802	18,900	16,006	194,897

大蔵省理財局調べ

(注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」, 「日本開発銀行」, 「地方公共団体」等については, 財政投融资の額を, それぞれの区分に応じ, 事業規模等を基礎として配分している。

2. 年金資金等には, 厚生年金, 国民年金, 船員保険及び国家公務員共済組合の預託増加見込額を計上している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

2 年金積立金の還元融資

年金積立金の運用に当たっては,それが将来の年金給付の重要な財源として被保険者等から強制的に賦課徴収された保険料の集積であることにかんがみ,特別な配慮を加えている。上述のとおり福祉分野への重点的配分もその一つであるが,このほか還元融資制度として,毎年度年金積立金の資金運用部預託増加見込額の一定割合を年金福祉事業団,地方公共団体等を通じ病院,社会福祉施設等の整備や住宅資金の貸付けなど,被保険者等保険料拠出者の福祉向上に直接役立つ対象に運用し,それらの者の福祉の増進と生活の向上を図り,ひいては年金制度の円滑な運営に資することとしている。

56年度における年金積立金還元融資資金計画は,第3-1-19表のとおりであるが,主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は,次のとおりである。

第3-1-19表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-19表 年金積立金還元融資資金計画

(単位:億円)

区 分		55 年 度	56 年 度
還 元 融 資 資 金 総 額		(12,160) 14,330	(13,823) 15,639
年 金 福 祉 事 業 団	住 宅 (社 宅・分 譲 住 宅)	512	289
	療 養 施 設	228	203
	厚 生 福 祉 施 設	210	178
	被 保 険 者 住 宅 資 金 貸 付	5,135	7,188
	大 規 模 年 金 保 養 基 地	34	36
	年 金 担 保 貸 付	350	370
計		6,469	8,264
特 別 地 方 債	本 来 事 業		
	住 宅 院	140	145
	病 院	1,587	1,622
	厚 生 福 祉 施 設	1,915	1,984
	(1) 社 会 福 祉 施 設 等	1,491	1,518
	(2) レクリエーション・スポーツ施設	424	466
	一 般 廃 棄 物 処 理	1,350	1,350
	簡 易 水 道	504	504
	小 計	5,496	5,605
	再 掲 事 業		
	同 下 上	864	179
	和 水 道		
	対 策 道 道		
	小 計	864	179
計		6,360	5,784
そ の 他 機 関	医 療 金 融 公 庫	491	512
	社 会 福 祉 事 業 振 興 会	345	442
	国 立 病 院 特 別 会 計	629	600
	公 害 防 止 事 業 団	36	37
計		1,501	1,591

厚生省年金局調べ

注) 還元融資資金総額の()内の数値は、年金福祉事業団の出資金及び回収余裕金を除いたものである。

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅(社宅,分譲住宅等),療養施設及び厚生福祉施設整備資金貸付け

厚生年金保険の適用事業主,船舶所有者,中小企業等協同組合,消費生活協同組合,健康保険組合,国民健康保険組合,厚生年金基金,日本赤十字社,社会福祉法人等に対し,これらの者が被保険者の福祉を増進するため,住宅,療養施設又は厚生福祉施設(休養施設,体育施設,教養文化施設等)を設置又は整備する場合に融資される。

貸付利率は,大企業事業主年8.00%,中小企業事業主その他の法人年7.50%とされている。なお,被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の融資については年5.50%とされている。

56年度の事業計画額は700億円が予定されている。

イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は、厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため住宅資金の貸付けを行うものである。この制度は、1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあっては、事業主等を通ずる転貸又は事業主なり被保険者の組織する団体等を通ずる転貸の方式により被保険者に融資することを原則としている。貸付限度額は、被保険者期間に応じて3年以上5年未満の場合250万円、5年以上10年未満の場合300万円、10年以上15年未満の場合400万円、15年以上の場合550万円とされている。2)国民年金の場合にあっては、住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしている。貸付限度額は、3年以上5年未満の場合120万円、5年以上15年未満の場合200万円、15年以上の場合270万円とされている。

また、老人、心身障害者と同居する世帯に対して、一定の割増貸付制度が設けられている。

貸付利率は、年6.00%(大型住宅は8.00%)とされている。また、事業計画額は、55年度6,391億円に対し、56年度は約20.6%増の7,705億円が予定されている。

ウ 年金担保小口資金貸付け

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給者に対し、その受給権を担保として小口資金の貸付けを行うものである。

貸付けは、一般の市中銀行等を通じて行うこととしており、貸付額は、年金額の1年半分以内の額で、かつ、150万円を限度とし、貸付利率は年7.50%とされている。事業計画額は55年度の350億円に対し、56年度は370億円が予定されている。

エ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行する中で、年金生活に入った人々が単に余生を送るだけでなく生きがいのある有意義な生活を送るのに必要な場を提供するとともに、現役の勤労者や一般の人々の健全な余暇利用にもあわせて資することを目的とし全国に11か所(第3-1-20表)設置される。各基地とも約330ヘクタール(100万坪)の用地に保健、保養のための施設、教養文化施設、宿泊施設等必要な施設を総合的に整備することとしている。

三木、大沼の2基地が55年度にオープンし、昭和56年度においては、その他の基地について、前年度に引き続き基本計画の策定、基本設計、実施設計、測量調査等を行うとともに一部基地の建設工事を行うこととしている。

第3-1-20表 大規模年金保養基地

第3-1-20表 大規模年金保養基地

基 地 名	所	在 地
大 沼 基 地	北 海 道	亀田郡七飯町 茅部郡森町
田 老 基 地	岩 手 県	下閉伊郡田老町
南 東 北 基 地 (複合型基地)	宮 城 県	岩沼市
	福 島 県	二本松市
津 南 基 地	新 潟 県	中魚沼郡津南町
中央高原基地	岐 阜 県	恵那市
三 木 基 地	兵 庫 県	三木市
紀 南 基 地	和 歌 山 県	東牟婁郡那智勝浦町 〃 太地町
安 浦 基 地	広 島 県	豊田郡安浦町
横 浪 基 地	高 知 県	土佐市 須崎市
北 九 州 基 地 (複合型基地)	福 岡 県	八女郡黒木町
	熊 本 県	阿蘇郡久木野村
指 宿 基 地	鹿 児 島 県	指宿市

(2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資であり、融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険の適用を受ける中小企業の事業主又は船員保険の適用を受ける中小の船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、2)地域住民が老人専用居室又は障害者居室を整備する場合の資金を地方公共団体が貸し付ける事業、3)下水道が完備している地域の既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業、病院、厚生福祉施設(老人ホーム、保育所等の社会福祉施設、国民宿舎等の休養施設、体育施設、会館等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設、ごみ処理施設、清掃運搬施設)、簡易水道、上下水道施設等である。

56年度においては、病院事業について、バイオクリーン設備及び中央集塵設備が新たに融資対象施設とされたほか、各事業について融資基準単価の引き上げ等所要の改善が図られている。

貸付利率は年7.50%とされている。

年金福祉事業団及び特別地方債の55年度における融資の申請及び決定の状況は、第3-1-21表 及び第3-1-22表のとおりである。

第3-1-21表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況

第3-1-21表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況(55年度)

(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定	
	件数・戸数	金 額	件数・戸数	金 額
総 計	—	779,817	—	733,684
住 宅(社宅・分譲住宅等)	296 ^件	28,862	267 ^件	27,416
療 養 施 設	48 ^件	19,797	45 ^件	19,394
厚生福祉施設	258 ^件	19,995	224 ^件	18,112
総 数	258 ^件	19,995	224 ^件	18,112
休 養 施 設	152 ^件	4,756	133 ^件	4,027
体 育 施 設	17	2,150	17	2,105
教 養 文 化 施 設	59	9,911	49	8,971
給 食 施 設	25	1,321	22	1,259
そ の 他 の 施 設	5	1,857	3	1,750
被 保 険 者 住 宅	169,395 ^戸	680,960	159,430 ^戸	639,100
年 金 担 保	40,879 ^件	30,203	40,210 ^件	29,662

第3-1-22表 特別地方債の申請状況及び決定状況

第3-1-22表 特別地方債の申請状況及び決定状況(55年度)

(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 計	5,871	716,491	5,865	635,998
住 宅	400	12,443	400	12,147
病 院	1,004	166,312	1,004	134,804
厚生福祉施設	2,339	198,492	2,333	153,199
総 数	2,339	198,492	2,333	153,199
社 会 福 祉 施 設	930	56,602	926	50,342
会 館 ・ 保 健 衛 生 施 設 等	662	82,804	662	56,794
休 養 施 設	41	8,966	39	4,910
体 育 施 設	706	50,120	706	41,153
一 般 廃 棄 物 処 理	1,078	105,185	1,078	102,034
簡 易 水 道	1,050	41,566	1,050	41,321
同 和 対 策		(56,400)		(56,400)
下 水 道		(91,993)		(91,993)
上 水 道		(44,100)		(44,100)

厚生省年金局調べ

(注) 1. () 内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金と合わせて決定されたものについて年金資金分のみを計上したものである。

2. 本表は、56年3月31日現在で整理したものである。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の現状と動向

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金制度等の所得保障が著しく充実されてきているが、このような中にあっても生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしており、制度の内容面においても一般国民生活の変化に対応して保護基準の引上げが行われるなど、その充実改善が図られている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

保護基準は、生活保護制度によって保障される「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すとともに、個々の世帯が保護を必要とするか否かを判定し、更に保護が必要とされた場合にどの程度の保護を行うかを定める尺度となるものである。

この基準は、生活扶助をはじめとする七つの扶助で構成され、それらは要保護者の年齢・性・世帯構成・所在地域等の必要な事情を考慮して厚生大臣が定めることとされている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改善

生活扶助基準については、従来から一般国民生活の向上の度合い等を考慮しつつ改善を図ってきており、56年におても同様の観点から対前年度当初比8.7%の引上げを行った。(第3-2-1表)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第 3 - 2 - 1 表 生活扶助基準額の年次推移				
(標準4人世帯・1級地)				
	実施年月日	基準額	対前年度比	指数
第16次	35年 4月 1日	円 8,914	% —	100.0
21	40 4 1	18,204	112.7	204.2
26	45 4 1	34,137	114.0	383.0
31	50 4 1	74,952	123.5	840.8
32	51 4 1	84,321	112.5	945.9
33	52 4 1	95,114	112.8	1,067.0
34	53 4 1	105,577	111.0	1,184.4
35	54 4 1	114,340	108.3	1,282.7
36	55 4 1	124,173	108.6	1,393.0
37	56 4 1	134,976	108.7	1,514.2

厚生省社会局調べ

(注) 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。

この改善の結果、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準は55年度の12万4,173円から13万4,976円となり月額10,803円の増額となった。一方、高齢者や傷病、障害者等のハンディキャップを負った人々が大部分を占め、かつ家計の弾力性の乏しい少人数世帯(単身世帯～3人世帯)についてその処遇充実を図るため、老人単身世帯(70歳男)の場合4万7,309円から5万2,087円に、老人2人世帯(72歳男・67歳女)の場合は7万3,324円から8万223円に、母子3人世帯(30歳女・9歳男・4歳女)の場合には9万2,689円から10万1,138円にそれぞれ改善を行った(いずれも1級地の場合)。

このほか、生活扶助の範ちゅうに属する基準の改善については、1)期末一時扶助を55年度の9,500円(1級地、居宅、1人当たり)から1万230円に引き上げるとともに、入院患者日用品費、妊産婦加算、在宅患者加算等についてもそれぞれ所要の改善を行った。2)基準生活費の一定割合の額としている老齢、母子、障害者の各加算についても、老齢加算は55年度の1万2,600円から1万3,500円となり、母子加算、障害者加算もそれぞれ改善された。3)一時扶助関係では入学準備に要する経費の実態を考慮して、入学準備金を56年度は小学校入学時の場合2万9,000円に、中学校入学時の場合3万4,000円にそれぞれ引き上げた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改善

(1) 教育扶助基準

学用品等の値上り及び父兄の負担する一般世帯の児童生徒の教育費の支払状況を考慮して、基準額を小学生1,390円から1,520円に、中学生2,770円から3,000円に引き上げた。

(2) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうちの住宅維持費については補修のための材料費や労賃の実態に対応するため、その基準額を6万5,000円以内から7万5,000円以内に引き上げた。

(3) 出産扶助基準

55年度における出産扶助基準の改善に当たっては、出産費用の実態を考慮し、施設分べんの基準額を6万3,000円以内から6万5,000円以内に引き上げた。

なお、基準額のほかに衛生材料費(3,000円以内)と施設分べんの場合の入院に要する必要最少限度の額については別に支給することとしている。

(4) 葬祭扶助基準

葬祭費用の実態に対応して基準額を8万5,000円以内から9万7,000円以内に引き上げた。

(5) 勤労控除

勤労による収入の認定については、労働の軽重、就労日数及び収入金額に応じて一定の控除額が定められている。このうち業種別基礎控除については生活扶助基準の改定に準じて引上げを行い、この結果、1・2級地の場合で日雇・農業等の職種は55年度1万9,740円から2万1,260円に引き上げた。このほか、収入金額別基礎控除及び特別控除についても所要の改善を行った。更に、被保護者が新規に就労した場合に適用される新規就労控除を6,000円から7,100円に引き上げた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 具体的な生活保護基準

被保護世帯に適用される具体的な生活保護基準を標準4人世帯についてみると,生活扶助,教育扶助及び住宅扶助に限って計上した場合,1級地で14万5,496円,3級地で11万7,203円となり,これに業種別基礎控除を加えると1級地16万6,756円,3級地13万7,183円となる。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

最近の保護の動向は49年度を境に被保護世帯数,被保護実人員ともに,増加傾向にあり,現在も微増傾向が続いている。

また,被保護階層の質的变化をみると,高齢者,母子,傷病・障害者などの社会的ハンディキャップを負った人々が年々増加している。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

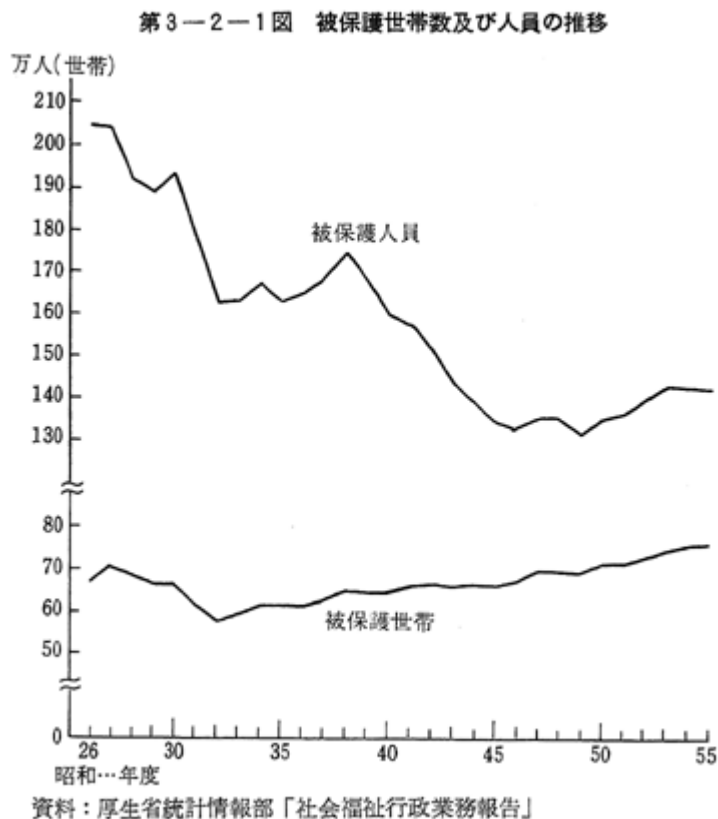
1 被保護世帯数,人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数,人員数は55年度で74万7,000世帯,142万7,000人であり,人口1,000人当たりの被保護人員(以下「保護率(0/00)」という。)は12.2人である。

これを54年度と比較すると世帯で2,000世帯増加し,人員では3,000人減少している。

世帯数は,49年度の68万9,000世帯を境として増加傾向が続いている。また,人員は38年度の174万5,000人をピークに減少傾向を続けていたが,47年度に若干の増加がみられ,その後,49年度の131万2,000人まで減少した。しかし,49年度後半を境として増加傾向に転じ,50年度には134万9,000人,51年度には135万8,000人,52年度には139万3,000人,53年度には142万8,000人,54年度には143万人と増加の傾向をみせていたが,55年度は142万7,000人と若干減少に転じた(第3-2-1図)。

第3-2-1図 被保護世帯数及び人員の推移



次に,地域別に保護率をみると福岡県を中心とする北九州,沖縄県地域が最も高く,関東,北陸,東海,中部地域では保護率が低い(第3-2-2図)。

第3-2-2図 地域別にみた保護率

第3-2-2図 地域別にみた保護率(55年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 地域分布は次による。

①北海道, ②青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, ③埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, ④茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野, ⑤新潟, 富山, 石川, 福井, ⑥岐阜, 静岡, 愛知, 三重, ⑦京都, 大阪, 兵庫, ⑧滋賀, 奈良, 和歌山, ⑨岡山, 広島, 山口, ⑩鳥取, 島根, ⑪徳島, 香川, 愛媛, 高知, ⑫福岡, 佐賀, 長崎, 大分, ⑬熊本, 宮崎, 鹿児島, ⑭沖縄

各論

第3編 所得保障の充実

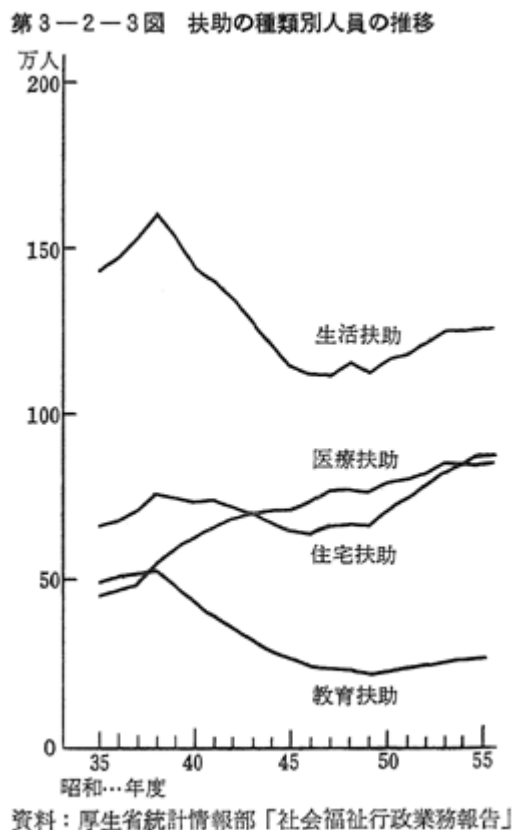
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

2 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると、55年度で生活扶助125万1,000人、住宅扶助86万7,000人、教育扶助26万1,000人、医療扶助85万6,000人、その他の扶助5,000人となっている。生活扶助人員、住宅扶助人員及び教育扶助人員は38年度をピークにその後減少を続けていたが、49年度を境にいずれも増加傾向にある(第3-2-3図)。しかし、生活扶助人員については55年度わずかながら減少に転じた。

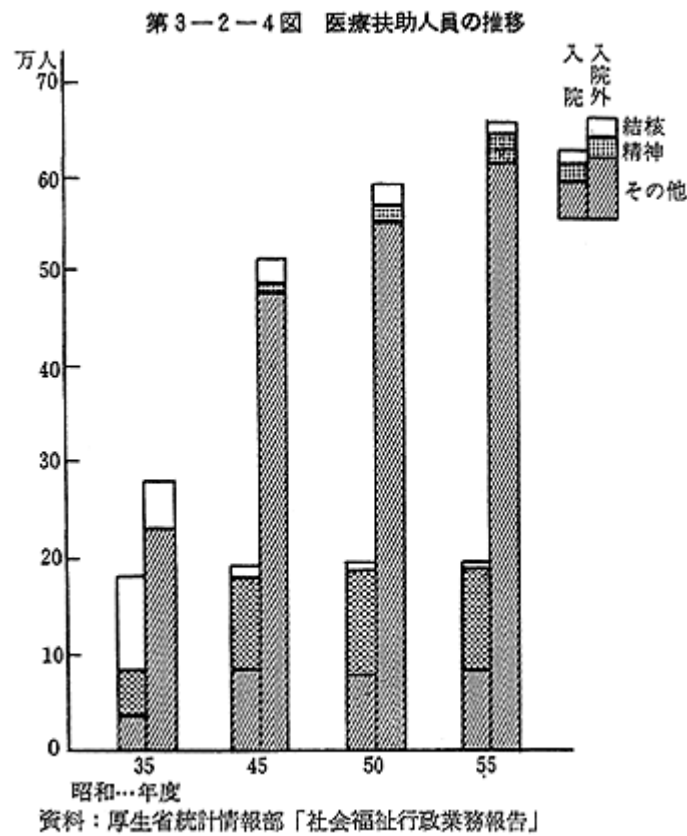
第3-2-3図 扶助の種類別人員の推移



医療扶助人員の動向をみると、入院人員は39年度以降増加傾向にあったが、47年度以降20万人前後でほぼ横ばい傾向にあり、55年度には19万7,000人となった。入院外人員は全体として増加傾向にあり、55年度で65万9,000人となっている。

次に医療扶助人員を病類別にみると、最近における疾病構造の変化を反映して結核患者の減少と精神病患者の増加が著しい。精神病患者は年々増加し55年度は医療扶助人員全体の17.0%、14万6,000人に達している。特に、精神病による入院患者は11万7,000人と医療扶助による入院患者の59.1%を占めている(第3-2-4

第3-2-4図 医療扶助人員の推移



各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

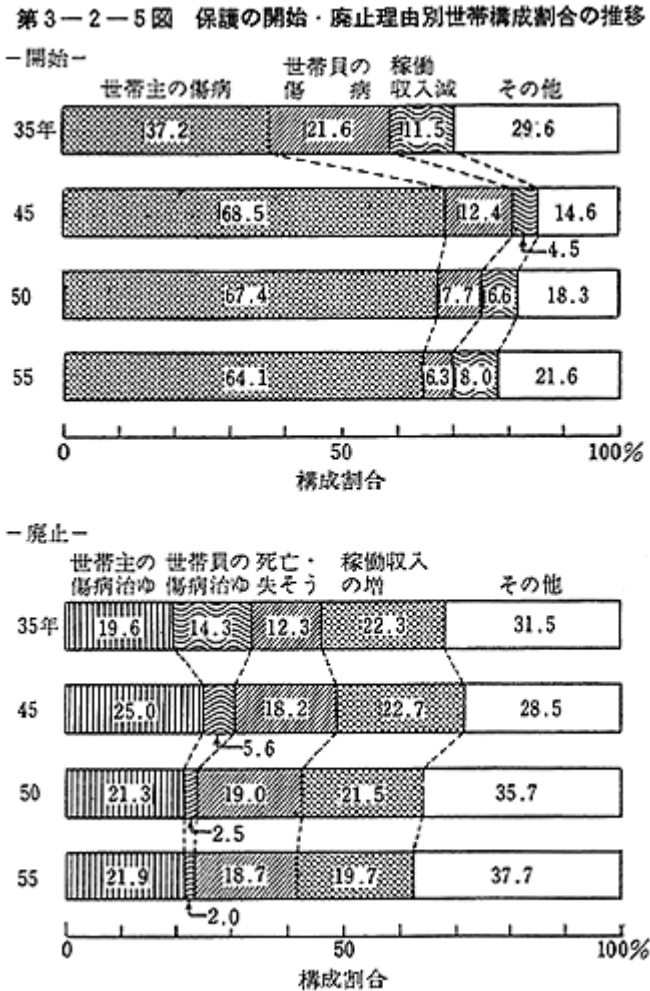
第3節 保護の動向

3 保護の開始・廃止原因

55年度中に保護を開始した世帯は19万6,000世帯,人員にして40万人である。この開始理由をみると,傷病を理由とするものが70.4%を占め,稼働収入の減少を理由とするものが8.0%となっている。

次に,55年度中に保護を廃止した世帯は,19万世帯,人員で36万7,000人である。この廃止理由をみると,傷病の治ゆを理由とするもの23.9%,被保護人者の死亡・失そうによるもの18.7%,稼働収入の増加によるもの19.7%となっている(第3-2-5図)。

第3-2-5図 保護の開始・廃止理由別世帯構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「生活保護動態調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

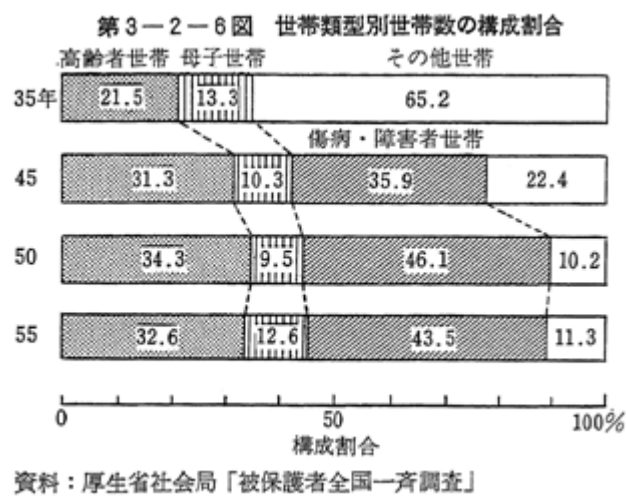
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

4 被保護世帯の世帯類型・就業状況等

被保護世帯の世帯類型をみると、高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯のハンディキャップを負った人々が55年度には全被保護世帯の88.7%を占めている(第3-2-6図)。

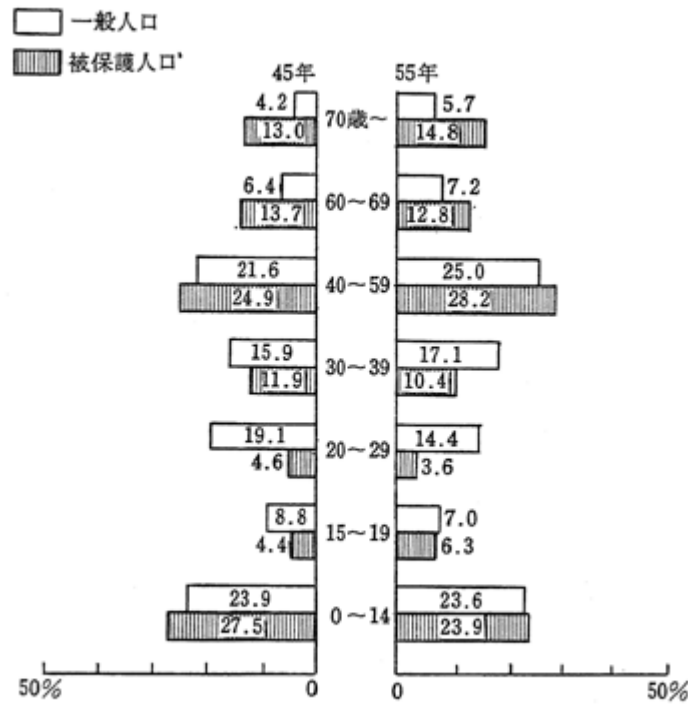
第3-2-6図 世帯類型別世帯数の構成割合



次に被保護人員を年齢階級別の構成割合でみると、55年度で15歳から59歳までの稼働年齢層が48.5%,60歳以上の高齢者層が27.6%,15歳未満の若年層が23.9%である。被保護人員に占める高齢者層の割合は一般人口構成における60歳以上の割合12.9%を大幅に上回っている(第3-2-7図)。

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

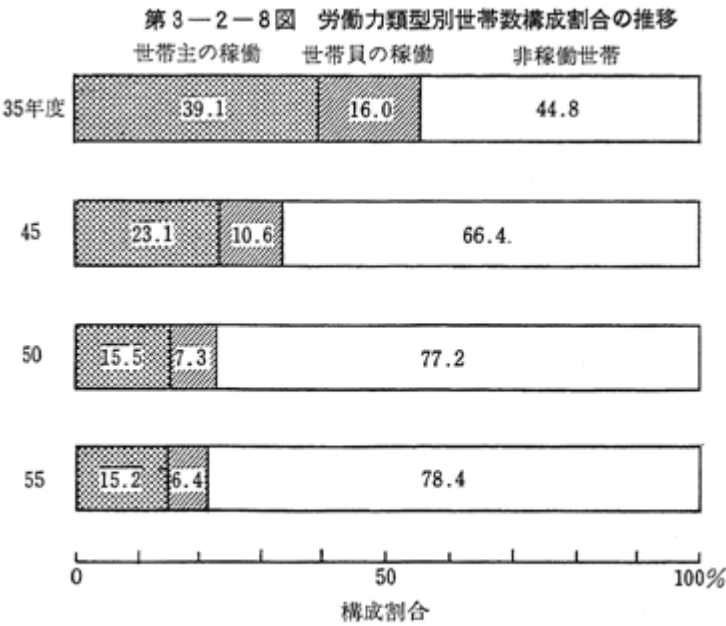
第 3－2－7 図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」
総理府統計局「国勢調査結果報告」「年齢別推計人口」

被保護世帯の就業状況をみると、稼働世帯の減少が著しく、35年度にはその割合が55.2%であったのが55年度には21.6%となっており、約8割が非稼働世帯で占められている。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯は35年度で39.1%であったのが、55年度は15.2%と減少している。また、世帯員が働いていて保護を受けている世帯も35年度の16.0%から55年度には6.4%と大幅な減少を示している(第3-2-8図)。

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

厚生白書(昭和56年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論
第3編 所得保障の充実
第2章 生活保護
第4節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には,救護施設,更生施設,医療保護施設,授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。

保護施設の総数は55年10月1日現在347施設であり,その中で救護施設については若干増加傾向がみられる(第3-2-2表)。

第3-2-2表 保護施設の推移

第3-2-2表 保護施設の推移(各年度10月1日現在)							
(単位:か所)							
年 度	50	51	52	53	54	55	
総 数	349	344	343	342	344	347	
救 護 施 設	145	147	151	153	155	160	
更 生 施 設	16	17	17	16	16	16	
医 療 保 護 施 設	72	69	68	68	68	68	
授 産 施 設	81	79	76	77	77	76	
宿 所 提 供 施 設	35	32	31	28	28	27	

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

これは,救護施設が主として単一の障害を有する者を対象とする他種の施設に比べて,様々の条件にある心身障害者を総合的に受け入れるという機能をもっており,このような施設に対するニーズが依然として存在していることのあらわれであると考えられる。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当制度の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、家計における児童養育費の負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上に資することを目的としている。

児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中で最も遅く、47年1月から実施に移された。支給対象となる者は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育し、かつ、その所得が一定の限度額に達しない者である。

児童手当の手当月額、第3子以降の児童1人につき制度発足当初は3,000円であったが、その後の消費者物価の上昇等にかんがみ、49年10月から4,000円に、50年10月から5,000円に引き上げられてきた。

更に、53年10月分から、前年(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年)の所得について市町村民税所得割の額がない者に支給される児童手当の額が6,000円に増額され、54年10月分から6,500円に、56年10月分から7,000円に引き上げられた。また、53年の法改正で、政府が児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設(福祉施設)をすることができることとされた。

なお、児童手当制度の基本的なあり方については、52年7月より中央児童福祉審議会児童手当部会において検討が開始され、55年9月に同審議会から意見具申が行われた。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

(1) 児童手当の支給

55年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は56年2月末現在で被用者103万2,804人、非被用者106万2,964人、公務員23万2,540人、総数232万8,308人、算定基礎児童数(児童手当の支給の対象となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、同じくそれぞれ114万9,380人、127万5,496人、25万2,807人、総数267万7,683人となっている。55年度支給総額は、1,777億1,227万円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第 3 - 3 - 1 表 児童手当支給状況 (55年度)			
	受 給 者 数	算定基礎児童数	支 給 額
	人	人	千円
総 数	(706,352) 2,328,308	(897,379) 2,677,683	177,712,277
市 町 村 支 給 分	(704,326) 2,095,768	(894,750) 2,424,876	162,500,358
被 用 者	(140,909) 1,032,804	(180,214) 1,149,380	72,087,811
非 被 用 者	(563,417) 1,062,964	(714,536) 1,275,496	90,412,547
公 務 員 分	(2,026) 232,540	(2,629) 252,807	15,211,919
国 家 公 務 員	(416) 63,308	(608) 68,479	4,153,459
地 方 公 務 員	(1,552) 129,754	(1,948) 142,528	8,607,363
公 共 企 業 体 職 員	(58) 39,478	(73) 41,800	2,451,097

資料：厚生省児童家庭局「55年度児童手当事業年報」
(注) 1 受給者数及び算定基礎児童数は、56年2月末現在のものである。
2 ()は、市町村民税所得割の額のない受給者及び当該受給者に係る算定基礎児童の各々の数の再掲である。

算定基礎児童数別の受給者数は、56年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の88.2%と圧倒的に大きな割合を占めており、49年度より増加傾向にある。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.15人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数(56年2月現在)
(単位:人,%)

	総 数	児童1人	2 人	3 人	4 人	5人以上
実 数	2,328,308	2,054,457	220,844	38,144	9,944	4,919
構 成 比	100.0	88.2	9.5	1.6	0.4	0.3

資料:厚生省児童家庭局「55年度児童手当事業年報」

所得制限の限度額は,56年6月分から57年5月分までの児童手当については,6人世帯の場合(扶養親族等5人の場合),55年の給与所得者の年間収入額で450万円である。

児童手当事業の運営については,厚生保険特別会計の中に児童手当勘定を設けて行われているが,児童手当交付金の財源は,被用者分については事業主からの拠出金に国庫負担金を加えたものを,非被用者分については,国庫負担金をもってこれにあて,この財源をそれぞれ被用者児童手当交付金,非被用者児童手当交付金として児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが,市町村においても国からの交付金と都道府県の負担金に自らの負担金を加え支給費用としている。その負担割合は次のとおりである。

	事業主拠出	国 庫 負 担	都道府県負担	市町村負担
被 用 者	7/10	2/10	0.5/10	0.5/10
非 被 用 者	—	4/6	1/6	1/6

なお,55年度における拠出金収入は,682億円であり,国庫負担金は,被用者児童手当財源分144億円,非被用者児童手当財源分603億円で総額747億円となっている。

このほか,児童手当の支給事務等を行っている都道府県及び市町村に交付する事務費財源が国庫で負担され,その額は55年度において34億円である。

事業主拠出金の55年度の徴収状況は,第3-3-3表のとおりである。また,56年度の拠出金率は,1,000分の1.0となっている。

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況(55年度)
(単位:100万円)

	徴 収 決 定 済 額	収 納 済 額
総 計	68,585	67,888
厚生年金保険関係	65,853	65,190
船員保険関係	729	695
共済組合関係	2,003	2,003

厚生省児童家庭局調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

(2) 福祉施設の実施

56年度においては,55年度に引き続き,事業所内保育施設への助成,児童センターへの助成,国立総合児童センター(こどもの城(仮称))の建設,児童福祉に関する諸事業を行うための児童福祉協力基金等についての助成等を行うこととした。
